

## 子どもなんでも相談110番をご利用ください

子どもに関するあらゆる相談に応じるため、子ども家庭センターに「子どもなんでも相談110番」を設置しています。専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。なお、すべての相談について、ご連絡いただいた方の秘密は守られます。

### こんなことで悩んでいませんか？

妊娠中や出産後の生活が不安  
予期しない妊娠でどうしたらよいかわからない

子どもが登校（園）を渋っている  
子どもがいじめられているかも

子どもが落ち着かない  
ことばの成長が遅い

子どものための手続きがわかりづらい  
だれに聞けばいいかわからない

子どもとのかかわり方がわからない  
預け先、おでかけ先が知りたい

近所で気になる子どもがいる  
子どものひどい泣き声をする

ヤングケアラー（重い責任、家族などの世話  
や家事を担っている子ども）について

など…

## そんなときは、まずは相談してください

函館市子ども家庭センターでは・・・

まずはお話を最後までお聞きし、そのうえで困りごとの解決に向けて、相談者の希望に沿った形でできる方法を考え、お伝えします。

必要な場合は支援計画（サポートプラン）を作成し、それを相談者にも見てもらったうえで、それに沿った支援を実施します。

相談内容に応じて、より専門的な相談ができるところを案内したり、相談者との繋ぎ、調整をおこなったりします。

子どもなんでも相談110番 ☎0138-32-3192

ご相談は電話のほか、メール（[kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp)）、来所（要予約）でも受け付けています。また、お子さん本人からの相談も受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」（はこっこ）はこちら→



子どものこと  
家庭のこと  
相談してください  
子ども家庭センターへ



令和7年10月1日発行

## 函館市子ども家庭センターとは？

函館市では、全ての妊産婦、子育て世帯、子ども自身へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、令和6年4月に「函館市子ども家庭センター」を開設しました。

相談内容に合わせ、相談員による助言、利用可能なサービスの案内、関係機関との連絡調整など、切れ目のない支援を行います。

## 分からないこと、不安なこと、お手伝いします

子どもをとりまく環境の変化や子ども自身の状態、家庭の状況に応じて、様々な手続きが必要になることがあります。函館市子ども家庭センターでは、そういった手続きについてもアドバイスをしたり、案内をしたり、手伝ったりすることができます。

家庭内のことは、周りからは見えにくいものです。どうすればよいか分からないときに、誰かが手を差し伸べてくれることは、そう多くはないかもしれません。

**大切なのは、一人で抱え込まず、相談すること。**

分からないことや不安なことがあれば、まずは下記の函館市子ども家庭センターに相談してください。

### 【お問い合わせ先】

#### 函館市子ども家庭センター

所在地：函館市五稜郭町23番1号 函館市総合保健センター1階

・子育て、子どもの障がい・病気・学校での問題や虐待に関すること

TEL：0138-32-3192（子どもなんでも相談110番）

受付時間：月曜日 8：45～19：00（祝日を除く）

火曜日～金曜日 8：45～17：30（祝日を除く）

・妊娠、出産、子育てに関すること

TEL：0138-32-1565（マザーズ・サポート・ステーション）

受付時間：月曜日～金曜日 8：45～17：30（祝日を除く）

# 子どもが大人になるまでの主な手続き

## —妊娠期—

### ①母子健康手帳の交付

医療機関で受け取った「妊娠届出書」を提出していただくことにより、母子健康手帳をお渡しします。

## —妊娠・出産期—

### ②産前・産後期間

1. 国民健康保険料軽減
2. 国民年金保険料免除

## —出産期—

### ③戸籍の届出(出生届)

### ④国民健康保険の加入

### ⑤国民健康保険出産育児一時金の支給

### ⑥子ども医療費助成の申請

0歳～18歳までの子どもの医療費について、助成を受けるには申請が必要です。

### ⑦児童手当の申請

新たに子どもが生まれた場合、翌日から15日以内に申請すると、出生月の翌月分から支給されます。

## —乳幼児期— (0～6歳)

### ⑧乳幼児健康診査

病気等の早期発見および成長発達の状態を踏まえた適切な助言や支援が受けられる貴重な機会です。

### ⑨子どもの予防接種

保育園や幼稚園など、集団に入ると感染症等、病気にかかる機会が多くなりますので積極的に受けましょう。

### ⑩保育所・幼稚園・認定こども園等の利用

利用する際は支給認定手続きが必要です。保育所・認定こども園(保育所部分)は、保護者のいずれもが就労など保育を必要とする事由に該当する場合に利用できます。

### ⑪こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に理由を問わず通園できる制度です(月の利用時間には上限があります)。函館市への申請が必要です。

### ⑫一時預かり

保護者の突発的な事情や育児疲れ解消のため、主に保育所等に通っていない子どもを対象に保育所等で行っています。

### ⑬子育てサロン

就学前までの子育て中の親子を対象に気軽に集い遊びに来られる場として市内13か所に開設しています。親・子ども同士の交流のほか、各種イベントの開催、サークル活動、子育て相談を行っています。

### ⑭子育て支援隊

産前から就学前までの子育て世帯を対象に研修を受けたボランティアが家庭訪問し、悩みの傾聴や外出時の付添い、育児に関する情報提供等を行います。

### ⑮ファミリー・サポート・センター

0歳～小学6年生を対象に、子どもの預かりや送迎の育児援助を行っています。手助けができる「提供会員」と手助けして欲しい「依頼会員」による会員組織のため、利用には事前の会員登録が必要です。



## —進学・就職— (18歳～)

### ⑲マル学証の発行

進学に伴い住民票を異動させる場合、進学を確認できる書類(学生証等)を提示していただくことで、引き続き保護者の世帯で国民健康保険に加入することができます。

※マル学…修学中の被保険者の特例

## —高校等・就職— (15～18歳)

### ⑳奨学金の貸与・給付

経済的に困りの方や成績優秀な学生に対する奨学金制度があります。貸与型と給付型があります。

## —中学校— (12～15歳)

### ㉑就学援助制度

国公立小・中・義務教育学校に通う児童生徒の保護者で経済的に困りの世帯に対し、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。

## —小学校— (6～12歳)

### ㉒小学校入学祝金

小学校に入学する子ども1人につき10万円を支給します。

### ㉓就学時健診の実施

就学前に小学校および義務教育学校へ入学予定のお子さんの健康診断を実施しています。

### ㉔放課後児童クラブ

仕事等で昼間保護者等が不在である子ども(1年生～6年生)を対象に、家庭に代わる生活の場を提供しています。

### ㉕児童館(対象:0～18歳)

明るく健やかな子どもの育成と体力の増進を図ることを目的とした施設です。

## 【上記窓口問い合わせ先】

- ① マザーズ・サポート・ステーション [場所: 函館市総合保健センター1階] 0138-32-1565
- ②-1, ④, ⑲ 市民部国保年金課 資格(賦課)担当 0138-21-3150
- ②-2. 市民部国保年金課 年金担当 0138-21-3159 ※もしくは函館年金事務所 [場所: 千代台町26-3] 0138-31-9086
- ③ 市民部戸籍住民課 届出担当 0138-21-3173 ⑤ 市民部国民年金課 資格(給付)担当 0138-21-3145
- ⑥, ⑦ 子ども未来部子育て支援課 医療助成担当 0138-21-3181 児童手当担当 0138-21-3267
- ⑧, ⑨ 子ども未来部母子保健課 [場所: 函館市総合保健センター1階] 0138-32-1533
- ⑩, ⑪ 子ども未来部子どもサービス課 0138-21-3270
- ⑫, ⑬, ⑭, ⑮ 子ども未来部子どもサービス課 0138-21-3284
- ⑯, ㉑教育委員会保健給食課 保健担当 (㉒就学時健診) 0138-21-3921 (㉓就学援助制度) 0138-21-3547
- ⑰ 子ども未来部子ども企画課 0138-21-3768
- ⑱, ㉔子ども未来部子ども健やか育成課 [場所: 函館市総合保健センター1階] 0138-32-1517
- ㉕子ども未来部子ども企画課 私学担当 0138-21-3288

※場所の記載がない窓口は、函館市役所内に窓口があります。

## 児童虐待って?

児童虐待とは、以下の4つに分類される保護者の行為のことで、虐待を受けた子どもはそのときに辛い思いをするだけでなく、心身の成長および人格の形成に深刻な影響を受け、将来にまで影響が及ぼされます。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、通告をすることが法律で義務付けられています。情報がはっきりしていなくてもかまいません。函館市子ども家庭センターが設置している「子どもなんでも相談110番」は、児童虐待の通告先になっています。連絡先は裏面をご覧ください。

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる など  
※しつけのためだと思っても体罰は法律で禁止されています。

### 心理的虐待

言葉による脅し、暴言、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で喧嘩をする・暴力をふるう(DV) など

### ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など